

# ウェルビーイング塾（実践講座）業務委託仕様書

## 1 目的

県内経営者が、経営課題として働き方改革（労働環境改善）や IT・DX 化、賃上げへの対応を挙げており、働く人のウェルビーイングを高める方策が課題となっている。このため、人を大切にする企業経営の実現に向け、経営者を対象にウェルビーイング経営の効果や手段等を体系的に学ぶウェルビーイング塾を開催し、人を大切にする企業経営の実現を目指す。

## 2 事業実施期間

契約日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 3 委託事業内容

県の指導・助言のもと、次の業務を実施すること。

### （1）ウェルビーイング塾（1～3 回目の実践講座）の開催

- ① 開催時期 令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月  
(9 月までの上半期での実施が望ましい)
- ② 開催回数 計 3 回
- ③ 開催時間 3 時間
- ④ 開催方法 原則、会場受講の開催とする。
- ⑤ 対象者 県内中小企業経営者、経営幹部など
- ⑥ 参加人数 会場参加 40 人程度
- ⑦ 講座内容 以下の内容を盛り込むこととし、内容は県と協議し決定する。
  - ・ウェルビーイング経営の重要性や効果・影響
  - ・組織活性化のための課題解決策
  - ・過去受講者を塾運営の補佐役として活用
- ⑧ 事業成果 実践講座の受講前後での受講者の成果レベルを測定すること。

### （2）事前準備に関する業務

- ・県と協議のうえ、開催日等を決定すること。
- ・ウェルビーイング塾（実践講座）で使用する講義資料を作成すること。  
(ただし、必要部数の印刷は県が行うこととする)

### （3）県が実施する業務

以下の業務については、県が実施し、費用も県が負担することとする。

- ・広報に関する業務
- ・会場借上および会場設営

- ・参加者の申込受付に関する業務（当日の受付業務も含む）
- ・講義資料の印刷
- ・消耗品等の準備
- ・その他必要と認めるもの

#### 4 業務実施にあたっての留意事項

- （1）本事業の実施に当たっては、委託者である県の監督、指示に従い、県と十分協議しながら行うこと。
- （2）業務の進行管理および県との連絡調整にあたるため、業務責任者を配置すること。
- （3）本事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報および団体等の情報をみだりに他人に知らせてはならないことはもとより、事業に従事する者でなくなった後においても、同様とすること。
- （4）受託者は、本事業への参加者から手数料などの収入を得てはならない。
- （5）本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。